

事業名	林業労働力対策費		
細事業名	森林整備担い手対策事業費(基金事業)	財務コード	013404
担当部課室	森林環境 部 林業振興 課 担い手・森林組合 担当 (内線)	6214	

事業の概要

実施期間	始期 H5 年度 ~ 終期 年度
実施主体	補助((公財)山梨県林業公社(山梨県林業労働センター))
事業の目的	だれ(何)を対象に 認定事業主 林業労働力の確保の促進に関する法律第5条の規定に基づき改善措置計画の知事認定を受けた事業主
	その対象をどのような状態にして 労働環境が改善されている
	結果、何に結びつけるのか 林業労働力の確保
事業の内容 主にH26年度	<p>(公財)山梨県林業公社(山梨県林業労働センター)は、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第11条に基づき、平成9年4月に林業労働力確保支援センターとして知事から指定を受け、林業における雇用の改善、事業の合理化及び新規就業を支援することにより林業労働力の確保を図ることを目的とした業務を行っている。</p> <p>雇用の受け皿となる林業事業体の経営基盤は脆弱であり、林業労働者の労働環境は他産業に比べ厳しいことから、これらを改善することによって、人材の確保・育成・定着を図るため、センターによる事業実施に必要な経費を補助する。</p> <p>・補助先:(公財)山梨県林業公社(山梨県林業労働センター) ・補助率:1/2以内(一部定額) ・補助対象事業: 労働災害補償保険の上乗せ補償共済掛金への助成 助成対象:認定事業主(以下 ~ も同様) 林業振動障害特殊2次健診の受診料への助成 蜂刺されアレルギー検査の受診料への助成 蜂刺され対策用自動注射器導入経費への助成 高度技能化作業訓練期間中の賃金への助成 高度技能資格・免許取得のための講習料への助成 H24~26は他事業により助成を実施。 月給制で雇用された新規就労者の技術習得期間中の奨励金 等</p>
根拠法令等	林業労働力の確保の促進に関する法律、山梨県森林整備担い手対策事業費補助金交付要綱、同事業実施要綱、同事業運営要領

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	25年度	26年度		27年度	28年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値	
活動指標 助成に係る林業就業者数(延べ人数)	281人	248人	333人	337人	337人	活動指標 目標設定の考え方 事業実績等に基づいて設定 H27から上記事業の内容を再び実施することとなったことにより、助成人数が増えている。 データの出典等 実績報告書・予算見積書
	活動指標達成率(実績値/目標値)	134.3%				
成果指標 新規就業者数	54人	44人	39人	45人	46人	成果指標 目標設定の考え方 やまなし森林・林業再生ビジョンの数値目標50人(H33)より算出 データの出典等 林業就業者の状況調査(県)
	成果指標達成率(実績値/目標値)	88.6%				
決算額又は予算額(千円)うち一財額	9,653 0	10,288 0		11,547 0	13,152 0	成果指標によらない成果
所要時間(直接分)	35 時間	35 時間		35 時間	35 時間	
所要時間(間接分)	0 時間	0 時間		0 時間	0 時間	
所要時間計	35 時間	35 時間		35 時間	35 時間	
人件費コスト単位:千円(@2,048円×所要時間)	72	72		72	72	

これまでの事業の見直し・改善状況

(直近5カ年の見直し等)平成23年度に就業者養成研修等の国事業への移行に伴い、緊急避難用コンテナ等設置費及び経営コンサルタント事業費を廃止、研修中の業務費補償を69日間から15日間に削減。平成24年度から26年度の間、「高度技能資格・免許取得のための各種講習受講料の助成」を国の時限事業で実施し、平成27年度より再実施。平成26年度に新規就労者の技術習得期間中の奨励金を1年目2年目共に20千円/月を2年目のみ10千円/月へ引き下げ、平成27年度に1年目15千円/月、2年目7.5千円/月へ引き下げ。

活動量と成果の判断(平成26年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか (「活動指標の達成率」等から事業の活動量を判断)		
数値判定 H26年度 活動指標 の達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 数値判定と一次評価が異なる場合等に記載すること
a	a	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上) b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満) c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)
d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)

(2) 事業は意図した成果を上げているか (「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定 H26年度 成果指標 の達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 必ず記載すること 平成26年度実績値は、平成25年度に比べ減少しているが、新規就業者数は年度により変動が大きく、過去5年平均が40.8人と目標値に対して93%に達していることから、意図した成果をほぼ上げていると考えられる。 (新規就業者数の推移) 平成22年度 52人、平成23年度 29人、平成24年度 30人、平成25年度 54人、平成26年度 39人
b	b	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上) b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満) c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満) d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)

見直しの必要性(平成28年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部局評価結果)		
見直しの必要性	説 明	以外の判断項目
有	本事業は、林業事業体の経営基盤強化と労働環境の改善を図るために実施しており、これまでも様々な見直しを行い、一定の成果をあげてきていることから、今後も継続すべき事業と考えられる。ただし、今後は当該助成制度の更なる周知に努める一方で、助成を受けた事業体の新規就業者数の推移や離職率等の事業効果を引き続き検証し、適切な事業執行に反映していく必要がある。	m

・「以外の判断項目」の欄
a: 目的の達成 b: 新たな課題への対応 c: 対象の変化 d: ニーズの変化 e: 法律・制度の改正 f: 民間等実施 g: 市町村等へ移管 h: 外部委託
i: 経費節減 j: 類似事業と統合・連携 k: 所要時間の縮減 l: プロセスの改善 m: その他

二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説 明	以外の判断項目

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする

見直しの方向(平成28年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等 「見直しの必要性」と「見直しの方向」が異なる場合は、その理由も記載すること
実施方法等の変更	林業労働センターホームページにおいても情報提供を行うことにより、本助成制度の更なる周知に努めるとともに、事業効果を引き続き検証し、適切に事業を継続していく。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること
・見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること